

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第387号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和6年8月8日から施行する。

令和6年8月7日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N－（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－5－ブロモ－1－ブチル－1H－インダゾール－3－カルボキシアミド及びその塩類
- 2 N－エチル－2－〔2－〔（4－イソプロポキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕エタン－1－アミン及びその塩類
- 3 （2R，3R）－2－（ベンゾ〔d〕〔1，3〕ジオキサール－5－イル）－3－メチルモルフォリン、（2S，3S）－2－（ベンゾ〔d〕〔1，3〕ジオキサール－5－イル）－3－メチルモルフォリン及びそれらの塩類